

耐震基準適合証明書

証明申請者	住所	
	氏名	
家屋番号及び所在地		
家屋調査日 平成 年 月 日		
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準	

上記の家屋が租税特別措置法施行令第42条第1項に定める基準に適合することを証明します。

平成 年 月 日

証明を行った建築士、指定確認検査機関又は指定住宅性能評価機関	氏名又は名称			
	住所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
指定確認検査機関又は指定住宅性能評価機関の場合	指定年月日及び指定番号			
指定をした者（指定確認検査機関の場合）				
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	住所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
建築基準適合判定資格者の場合		登録番号		
		登録を受けた地方整備局等名		
指定住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 検定合格者	氏名			
	住所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
建築基準適合判定資格者 検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
		合格通知番号又は合格証書番号		

（用紙 日本工業規格 A4）

耐震基準適合証明書の提出にあたって

(裏面)

平成17年4月1日付国住備第1号「『住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について』の一部改正について」通知に準じた様式です。

中古住宅の流通を促進し、良質な住宅ストックを形成するため、住宅用家屋の所有権の移転登記等に係る登録免許税の軽減措置において、平成17年4月1日以降に取得した住宅について、古くても耐震性を満たす中古住宅については、地震に対する安全性を満たすことを証明している住宅を取得した場合に限り適用されます。

築後20年超(耐火建築物は築後25年超)の住宅を取得し登記した後に「地震に対する安全性を満たすことの証明書」を取得した場合には、登録免許税軽減に関する築後経過年数要件の特例措置は適用されません。取得時に証明されていることが必要です。

【地震に対する安全性】

当該家屋がその取得の日以前25年以内(当該家屋が耐火建築物(登記記録に記録された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建物。)である家屋に限る。)又は20年以内(当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。)に建築されたものであることについては、当該家屋の登記事項証明書によるものとする。

また、当該家屋の構造が建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることの確認については、次のいずれかの書類による。

- (ア) 当該家屋が建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は租税特別措置法施行令第24条の5第1項第1号、第26条第2項第2号、第40条の5第2項第2号及び第42条第1項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成17年国土交通省告示第393号)に適合するものである旨を建築士(建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又二級建築士に限るものとする。)、建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する指定住宅性能評価機関が別添4の様式により証する書類(当該家屋の取得の前2年以内に当該証明のために家屋の調査が終了したものに限り。)
- (イ) 当該家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書の写し(当該家屋の取得の前2年以内に評価されたもので、平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限り。)

「耐震基準適合証明書」の記載について

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の構造及び劣化の調査が終了した年月日を記載すること。
- 4 「適合する耐震基準」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を で囲むものとする。
- 5 「証明を行った建築士、指定確認検査期間又は指定住宅性能評価機関」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関又は指定住宅性能評価機関について記載すること。
- 6 「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の欄は上記5での証明が建築士である場合に、「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄は上記5での証明が指定確認検査機関である場合に、「指定住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄は上記5での証明が指定住宅性能評価機関である場合に記入すること。